



日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

平成 16 年 5 月 6 日

日本税理士会連合会
会 長 高 新 石 井 孝 雄
法 対 策 部 部 長
税制対策委員長 谷 堂 雄

平成 17 年度税制改正に対する要望書

I. 基本的考え方

政府税制調査会が「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成 14 年 6 月) 及び「少子・高齢社会における税制のあり方」(平成 15 年 6 月) で指摘した視点は

- (1) 個人や企業の自由な選択を妨げず経済活動に中立で歪みのない税制を基本とする
 - (2) 経済社会の構造変化に対応しきれず、税負担の歪みや不公平感を生じさせている税制上の諸措置の適正化を図る
 - (3) 納税者にとり分かりやすい簡素な税制とする
 - (4) 安定的な歳入構造の構築に資する
 - (5) 地方分権の推進と地方税の充実確保を図る
- の 5 点であった。これを分類すると (1) (2) (3) は納税者の立場を配慮したものであり、(4) (5) は国家財政を基本とした方向性であると理解できる。問題はこれらの項目が政府の抜本的税制改革でどのように位置付けられ、わが国の税制における将来ビジョンをどのように捕らえられているかということである。
- 政府の基本的ビジョンは「あるべき税制改革」で述べているように「法人課税を軽くすることで経済成長の源泉である企業活動を後押しし、その結果として増える個人所得や消費から税収を上げるという方向性である。そのため先行する法人税減税の財源として所得税の増税分をあてる〔税についての対話集会〕の開催で理解を得ないと説明」としている。この結果平成 17 年度税制改正では、「金融資産性所得に対する課税を出来る限り一体化する方向を目指す」とし、「一体課税の対象となる金融商品の範囲には、株式や債権、投資信託の他預貯金も含める」としている。これらの金融商品から発生する金融資産性所得の一体課税を実現する際の必須条件として納税者番号制度を導入する方針を立てているが、プライバシー保護の観点から同制度への抵抗感も強く、同制度は一体課税の実現に向けた障壁になりかねない。

また、政府税調としては、いわゆる「薄く広く」の議論・「国民への応分の痛み」は国民の合意を得ていると説明しているが、年金保険料も増額され、社会保険料と租税額を加算

して測られる国民負担率が増大する中でどこまで、国民から合意が得られているのか、甚だ疑問である。

II. 所得税

政府税調は、累次の減税により主要国と比較してきわめて低い税負担水準となつているが、大多数の納税者が低い税率の適用のみで済んでいるという主要国の中でも特異な税率構造の是正を指摘しており、個人所得税課税の改革を進め、財源調達機能・所得再配分機能の回復に取り組む必要があるとしている。

また、その論拠として諸外国と比較して課税最低限が高いので、大多数の納税者が低い税率の適用のみで済んでいることに問題があるとしている。しかし、諸外国との比較においては、各国の貨幣購買力の相違等を考慮する必要があり、わが国の個人所得課税の課税最低限が必ずしも高いとは言えない。また、課税最低限が高いと言われる原因の一ひとつして、課税最低限の中に5,000万人を超える給与所得者の給与所得控除額が含まれているが、これは最低生活費として設けられているものではなく、給与所得者に認めた概算経費である。したがって、これらを含めた日本の課税最低限と単純に諸外国のそれとを比較することは適切ではない。

更にわれわれはこの論拠について、所得課税の本質は、憲法の要請でもあり税の本質でもある応能負担の原則を再度認識すべきであると考える。そのことにより、税の持ついる富の再分配機能を見直し、適正な課税税を実現すべきである。また、所得控除については、生活スタイルの変化に対応し、控除項目を整理することに反対はしないが、そのことによる増税には、最低生活費保障の観点から反対をする。

III. 法人税

法人税については金融機関の不良債権処理の加速と産業の構造改革の促進を重要な課題とし、また、国際的な投資交流の促進を目的とし、日米の租税条約の改正により国際課税の適正化も図っている。これまでの改正により大企業についての減税は充分に配慮されているが、中小企業については充分とは言えない。

このため、中小企業については、現在停止中の欠損金の繰戻還付の停止解除や、7年に延長された欠損金の繰越控除の繰越期間を無期限とすることなどにより、中小企業の減税を配慮すべきである。

IV. 消費税

政府税調は少子・高齢社会において、勤労世代に過度な負担を求めず、経済活動に対し中立的である等の性格から、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保のため、消費税は税収全体における基幹税とすべきとしている。しかし、消費税は、応能負担の原則に反し、納税者の担税力において逆進性を有している。それに、

本来補完税としての性格を有するものであるから消費税の基幹税制化には反対する。

また、平成15年度において、総額表示、免税点及び簡易課税適用上限の引き下げの改正が実施されている。総額表示により、消費税は価格に埋没し、税としての存在が見えなくなり、透明性が失われ、税率アップが容易に行われる可能性がある。税率アップや複数税率化は、補完税としての消費税の本質をやがめるものであり、また簡素であるべき消費税をいたずらに複雑化するものとして受け入れられるべきものではない。

V. 金融資産性所得の一体課税について

一般投資家については、公社債も含め、利子、配当、譲渡益に対する課税を一体化し、それらの間の損益通算はできるだけ認めるべきである。また、事業支配目的で保有する株式から受ける配当は金融所得と言えず、総合課税を維持すべきであるとする意見もあるが、配当については、金融資産性所得の一体化の観点から、大口株主に対するものとそれ以外の株主に対するものを区別せず、他の金融所得と一緒に化して課税すべきである。

更に高い累進税率が課される給与所得や事業所得と、金融資産性所得の損失との損益通算を認めるべきである。つまり、株式投資リスクを税制が負担することにより、株式投資を促進することが出来ることになる。

それ故に金融所得の損益通算の範囲はできるだけ拡大すべきである。

VI. 納税者番号制について

「納税者番号を取得した者についてのみ損益通算を認める選択制」について反対する。これは、金融資産性所得に対する課税を出来る限り一体化する、という改正の趣旨に反しており、納税者番号制度をむりやり導入するための誤った考え方である。

また、納税者番号制度の導入は、「税務当局による納税者管理のためではなく、番号を利用する納税者の利便性向上に資する」というような曖昧な説明はやめて、納税者番号の導入の際に、いかにプライバシー保護を適切に遵守できるかどうか深く検討すべきである。当然にプライバシー保護が適切に出来ない場合には、納税者番号の導入は見送るべきである。また、仮にプライバシー保護が守られたとしても、納税者番号性が税務行政に限定されたものではなく、住民基本台帳番号や社会保険庁番号との併合により統一的な国民総背番号制となるものであれば、情報管理の一元化のもたらす危険があまりにも大きすぎることになる。このため、統一番号としての納税者番号には断固として反対する。

VII. 平成16年税制改正で創設された「土地、建物等譲渡損の損益通算廃止」の条文について

平成16年度税制改正において、「土地、建物等の長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得との通算及び翌年以降の繰り越しを認めない。(注) 上記の改正は平成16年分以後の所得

税及び平成17年分以後の個人住民税について適用する。」という条文が創設されたが、以下の点から納税者に不利益をもたらすものであるため、この条文の廃止を求める。

1『納税者の担税力』無視の問題

全ての租税は担税力に着目して課税が行われている。その中で所得税は、所得の形態をその担税力の程度等により10種類に分けて課税している。また、課税所得計算において原則として損益通算を認めることにより、「所得のないところには課税しない」という担税力重視の課税形態を探っている。今回の措置は、この所得税の基本とする応能負担の原則を根本的に変更する改正であり納税者に対する影響が極めて大きいものとなるため、認められるべきものではありません。

2『法人税との整合性』の問題

平成16年以降、法人が土地を売却して売却損を出した場合は、当然に法人の他の所得との間で通算できる。改正案では個人で土地を譲渡して損失が発生した場合には、損益通算ができる。損失額の繰り越しについても同様である。法人が不動産投資を行う場合と個人が行う場合で、税務上の取り扱いが全く異なるという不合理・不平等が生じることとなる。

3『土地市場の活性化』の問題

平成16年税制改正においては、その基本的考え方において「最近の地価、土地取引の動向を踏まえ、土地市場の活性化に資する観点から、」と言う前提を置いて改正について触れている。しかし、この改正は上記の理由から、結果的に土地の流動化を阻害することになり、決して容認できるものではない。

書留郵便物受領証(乙)

(差出人の住所氏名) 東京都渋谷区千駄谷5丁目21番12号
代々木リビン401 様
全国青年税理士連盟

受取人の氏名	引受番号	郵便料	申出損害賠償額	摘要
財務大臣 谷口直樹、一般	127-54- 18763-3	560	----	
自由民主党税制調査会 会長、津島雄二	127-54- 18764-4	560	----	
政府税制調査会 会長、石弘光彦	127-54- 18765-5	560	----	
日本税理士会連合会 会長、森金次郎	127-54- 18766-6	560	----	
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注意 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に御保存ください。
簡易書留の損害賠償額は8千円を限度とする実損額です。
(摘要欄の記号、カン(簡易)、ソク(速達)、ナイ(内容証明)、ハイ(配達証明)、トク(特別送達)、ジ(引受時刻証明)、ダイ(代金引換))

三井
エフエフ・オリ

郵便局
16.05.06*12-18